

令和4年9月28日

利用者各位

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
京都市北文化会館

京都市北文化会館利用料金の改定について

平素は、京都市北文化会館をご利用いただき、ありがとうございます。

この度、公の施設の使用料のあり方について、受益と負担のバランス、公平性確保の観点から必要な見直しを図る京都市行財政改革計画（※）に基づき、京都市文化会館条例・施行規則が一部改正され、当施設の利用料金の上限額が改定されますのでお知らせします。

改正後の同条例・同規則に基づく新しい利用料金については、京都市において、令和4年度中に、令和5年4月1日以降に当施設の管理運営を担う指定管理者が選定された後に、新たな指定管理者が京都市に利用料金を申請し、京都市が承認することで決定されます。

令和5年4月1日以降の新料金については、決定し次第、改めてお知らせいたします。

なお、当財団が令和5年4月1日以降の指定管理者に選定された場合に京都市に申請を予定している新料金について、ご参考までにお知らせします。

何卒ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 京都市文化会館条例・施行規則の改正内容

別紙1 新旧対照表のとおり

2 施行日

令和5年4月1日（土）

※ 令和5年3月31日（金）までに申請を受け付けた利用は旧料金を適用します。

3 京都市のお問い合わせ先

京都市文化会館条例・施行規則の一部改正、指定管理者選定等については、次の部署にお問い合わせください。

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課 電話 222 - 3119

（※）京都市行財政改革計画は令和3年8月策定。公の施設の管理運営等の費用は、利用者からいただく料金（受益者負担）と税金（公費負担）により賄われており、そのバランスを適正化する観点から、全施設を対象に点検・見直しが行われたもの。

【参考】

当財団が令和5年4月1日以降の指定管理者に選定された場合に京都市に申請を予定している新料金は別紙2のとおり